

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2020年12月18日

02-工-B-20-0017_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針	・表現の相違

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次 1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 原子炉格納容器の強度計算の基本方針・・・・・・・・	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>原子炉格納容器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第1項第5号及び第12号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。</p> <p>本資料は、原子炉格納容器のうち改造を実施する配管貫通部及び電気配線貫通部が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 原子炉格納容器の強度計算の基本方針</p> <p>原子炉格納容器の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日原規技発第1306194号）第17条10において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））＜第I編 軽水炉規格＞ J S M E S N C 1 - 2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）＜第I編 軽水炉規格＞ J S M E S N C 1 - 2012」（日本機械学会）によることとされているが、技術基準規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定される J S M E S N C 1 - 2005/2007 及び J S M E S N C 1 - 2012 は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。</p> <p>原子炉格納容器のうち改造を実施する配管貫通部及び電気配線貫通部は施設時の適用規格が「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和55年10月30日通商産業省告示第501号）（以下「告示第501号」という。）であることから、J S M E S N C 1 - 2005/2007 と告示第501号の比較を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施する。</p>	<p>・評価対象の差異（評価対象はプラントユニークによる。）</p> <p>・表現の相違</p> <p>・表現の相違</p> <p>・表現の相違</p> <p>・評価対象の差異（評価対象はプラントユニークによる。）</p> <p>・施設時の適用規格の差異</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>なお，原子炉格納容器の強度計算方法については計算書で個別に示すこととする。</p>	<p>< 柏崎刈羽7号機との比較 > ・適用規格の差異(原子炉格納容器の形式の差異による)</p>